

健康保険被扶養者(異動)届

※下の各項目について、ご記入ください。また、選択項目については○で囲んでください。

※異動理由が「削除」の場合は、削除する方の健康保険証等を添付してください。

常務理事	事務長	担当	係

被保険者等 記号・番号		被保険者氏名		生年月日	性別	資格取得日	※標準報酬月額
記号	番号	(フリガナ) 氏	(名)	昭和・平成 年 月 日	男・女	平成・令和 年 月 日	千円
被保険者の住所 / 連絡先				被保険者の勤務する事業所名称		現在の被扶養者数	受理後の被扶養者数
〒 連絡先 (- -)						人	人

増・削 の区分	被扶養者の氏名		性別	生年月日	年齢	続柄 (長男、長女等)	被扶養者の職業	月平均の 収入額	扶養する・ 扶養しなくなった理由	扶養開始した日 又は削除となった日
	(フリガナ) 氏	(名)		昭和・平成・令和 年 月 日						
増加 ・ 削除			男・女							
住所	同居・別居	別居の場合 〒 連絡先 (- -)						資格確認書発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要	
								備考		

増・削 の区分	被扶養者の氏名		性別	生年月日	年齢	続柄 (長男、長女等)	被扶養者の職業	月平均の 収入額	扶養する・ 扶養しなくなった理由	扶養開始した日 又は削除となった日
	(フリガナ) 氏	(名)		昭和・平成・令和 年 月 日						
増加 ・ 削除			男・女							
住所	同居・別居	別居の場合 〒 連絡先 (- -)						資格確認書発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要	
								備考		

増・削 の区分	被扶養者の氏名		性別	生年月日	年齢	続柄 (長男、長女等)	被扶養者の職業	月平均の 収入額	扶養する・ 扶養しなくなった理由	扶養開始した日 又は削除となった日
	(フリガナ) 氏	(名)		昭和・平成・令和 年 月 日						
増加 ・ 削除			男・女							
住所	同居・別居	別居の場合 〒 連絡先 (- -)						資格確認書発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要	
								備考		

受付日付印

事業主記入欄 (チェック欄) 事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話	<input type="checkbox"/> この届出については、①又は②の要件を満たしたものである。 ①申請者本人(被保険者)が作成したものである。 ②記載内容については誤りがないか申請者本人が確認している。
---	---

資格確認書の発行が必要な場合(※)は、資格確認書発行要否欄の「発行が必要」の口に✓を付けてください。

※以下に該当する場合に限ります。

- ・マイナンバーカードを取得していない者、返納者、電子証明書の有効期限切れの者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者

記載上の注意事項

- ① この届書は、被保険者が新たに被扶養者を増加(出生・婚姻)するとき、又は被保険者が、入社等により以前から被扶養者となっている方を継続して扶養するとき、あるいは、被扶養者となっている方に異動(削除)理由が生じたときは、5日以内に必要事項を記入し事業主を経由して提出ください。
- ② 続柄欄は、被保険者を基準に具体的にご記入ください。
※記入例 「妻」、「長男」、「長女」、と戸籍謄本上の内容でご記入ください。
- ③ 職業欄は、該当する項目を○で囲んで()内に具体的な内容をご記入ください。また、学生で高校生以上の場合は学生証の写し又は、在学証明書を添付ください。
※記入例 「・学生(高校二年)」、「・学生(大学一年)」
- ④ 月平均の収入欄は、収入額を記入し、被扶養者認定添付書類一覧表を参照し収入額がわかるものを添付してください。
- ⑤ 扶養の理由欄は、該当事項を○で囲み、その他の場合は、()内に具体的な内容をご記入ください。
- ⑥ 資格確認書の発行が必要な場合(※)は、資格確認書発行要否欄、「発行が必要」の口に✓を付してください。
※以下に該当する場合に限ります。
 - ・マイナンバーカードを取得していない者、返納者、電子証明書の有効期限切れの者
 - ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ⑦ 扶養削除時は、個人番号の記入は不要です。

提出先

(株)ファーストリテイリング 給与・社会保険チーム
〒754-0894 山口県山口市佐山10717-1
(TEL: 083-988-0306)